

2024年2月に開催された WOAH 水生委員会のレポートへの 日本のコメント

(Annex 47 水生コード 水生生物コードの疾病別章における、基本的なバイオセキュリティ条件とターゲットサーベイランスの期間に関する推奨事項)

Results and Recommendations 内

経路4：再清浄化

コードの第1.4章：サーベイランスの章では、再清浄化のためのターゲットサーベイランス（TS）の前に基本的なバイオセキュリティ条件（BBC）を適用する期間について、標準の最短期間は規定されていない。その代わりに、「疾病の侵入経路を調査し、基本的なバイオセキュリティ条件を見直し、修正する」とことと、「疾病根絶の後に、いかなるTSの開始前でも、疾病軽減対策を実施する」ことを求めている。疾病発生状況はそれぞれ異なるため、病原体ごとにBBCの期間（再清浄化のためのTSに先立つ期間）を設定する必要はない。

(=経路4でBBCの期間は設定しない方針を改めて述べた)

コードの第1.4章は、「国またはゾーンにおいて、再清浄化のためのサーベイランスの標準の最短期間は、経路3の要件と一致する」としており、したがって本稿で推奨するTSの期間を経路4に使用することができる。しかし、第1.4章のガイダンスでは、「当該管轄当局が、その方法が疾病発生状況に対して適切なレベルのエビデンスを提供することを証明できる場合」、より早い清浄化宣言を認めていることに留意すべきである。疾病の清浄性が失われる原因となる疾病発生は、その規模や状況によってかなり異なるため、清浄性を回復するためのTS期間を柔軟に適用することは正当化される。(=TSについて、国・ゾーンは言及があるが、コンパートメントについて言及なし)

コメント：

日本は、コンパートメントにおける経路4-再清浄化について、標準のTS期間の明確化を求める。委員会のレポートには、「国またはゾーンの場合、清浄性を回復するためのサーベイランスの標準の最短期間は、経路3の要件と一致する」と明記されているが、コンパートメントの場合についての言及がない。現行コードでは、第1.4.14.条に従い、疾病別章にある当該条にて、その期間が「少なくとも [6 ヶ月]」と暫定的に示されているが、この観点から委員会の見解を明確にされたい。

さらに日本は、既定の最低期間よりも短い／柔軟なTS期間は、国やゾーンと同様に、疾病の自由を回復する際に正当化されるべきであることを指摘したい。なぜなら、コードに規定されているそのような柔軟性を適用するための前提*は、国やゾーンよりもコンパートメントの方がより容易に提供されるからである。

*「当局が発生状況や疾病に適切な証拠となることを証明できる場合、より早期の清浄化自己宣言をすることができる」(第1.4.14条)